



地域貢献活動事業 上駒地蔵尊周辺草刈り

8月3日（月）、丹羽建設株式会社（浜頓別町）の地域貢献活動の一環として、上駒地蔵尊周辺の草刈り作業が行われました。

今回の作業により、交通安全を祈願する地蔵尊が見やすくなり、ドライバーへの宣伝効果の向上に大きく寄与されました。



お問い合わせ 住民課住民グループ (01634-8-7660)

新規農業委員会委員の紹介



会長

あねは よしのぶ
姉齒 義宣



会長職務代理者

農地等調査幹旋委員長
いしくろ かずひろ
石黒 和浩



農政・担い手委員長

いしばし みよこ
石橋 美代子



農地等調査幹旋委員

むなかた ひろし
宗像 宏史



農政・担い手委員

とくら じん
十倉 仁



農政・担い手委員

しらとり みき
白取 美紀



農地等調査幹旋委員

さとう ひでき
佐藤 秀樹

お問い合わせ 農業委員会事務局 (01634-8-7662)



「年金生活者支援給付金請求書」の提出をお願いします！

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・ 65歳以上である
- ・ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ・ 前年の所得額が約492万円以下である



請求の手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、**請求可能な旨のお知らせが送付されます。**

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和9年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

請求手続きは
お早めに！

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて稚内年金事務所または中頓別町役場総務課住民グループで請求手続きをしてください。

■ 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになった際は、お電話ください。

給付金専用ダイヤル

0570-05-4092（ナビダイヤル）

年金生活者支援給付金 検索



詳しく知りたいときや、わからないことがあったときは稚内年金事務所 お客様相談室（0162-33-7011）または日本年金機構ホームページをご覧ください。



国土利用計画法の届出

国土利用計画法に規定する一定面積以上について、土地の所有権等の譲渡などがあったときは、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村に届出する必要があります。届出をしない場合、法律で罰せられることがあります。

届出対象となる土地

- ・市街化区域内の土地（2,000㎡以上） ・市街化調整域区域内の土地（5,000㎡以上）
- ・上記以外の土地（10,000㎡以上）

※取引1件あたりの土地が上記に該当する場合は届出が必要です。また、一体利用が可能なひとまとまりの土地を取得する予定があり、それら土地全体（買いの一団）で上記に該当する場合は、すべての取引ごとに届出が必要です。

※買いの一団とは、一連の計画の下で所有権等の権利を取得する予定または可能性のある、「現に一体の土地を構成しているか、または一体として利用することが可能なひとまとまりの土地（一団の土地）」のことです。



提出方法

- ・届出書等の提出方法は紙による提出（窓口持参又は郵送）又は電子データによる提出。
- ・電子データによる提出は電子メールによるものとし、添付図書はA4またはA3の電子ファイル（PDF）に変換して届出書に添付する。

提出書類（いずれも原則各1部提出）

【必要書類】

- ・土地売買等届出書 ・契約書の写し ・周辺状況図 ・形状図

【必要に応じて提出する書類】

- ・実測図 ・事業計画書 ・委任状 ・別紙共有者一覧 ・別紙筆一覧 ・別紙海外居
- ・その他審査のために必要な書類

※詳しくは下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/79446.html>

届出期限

- ・契約締結日から2週間以内（提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力願います）

お問い合わせ・提出先
政策経営課（01634-8-7671）
Mail:kikaku@town.nakatombetsu.lg.jp